

# 岐阜県公報

## 目次

### 規則

岐阜県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

(私学振興・青少年課)

一頁

号外(三) 令和元年七月一日

## 告示

岐阜県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三十三号

岐阜県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県青少年健全育成条例施行規則(昭和三十六年岐阜県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

別記第三号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第四号様式中「立ち会い等」を「立会い等」に、「販売」を「販売し」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第五号様式中「販売」を「販売し」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第六号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第七号様式中「すべて」を「全て」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

令和元年七月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社